

# 弁 済 業 務 規 約

## (目 的)

第 1 条 この規約は、一般社団法人全国旅行業協会（以下「本会」という。）が旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号。以下「法」という。）の規定に基づき弁済業務を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

## (弁済業務管理役及び弁済業務副管理役)

第 2 条 本会の本部に弁済業務管理役 1 名を、各支部に弁済業務副管理役それぞれ 1 名を置く。

2 . 弁済業務管理役は、本会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、法令及びこの規約の定めるところに従い本会の弁済業務の実施に関する事務を統括管理する。

3 . 弁済業務副管理役は会長及び弁済業務管理役の命を受け、本会の各支部における弁済業務の実施に関する事務を統括整理する。

4 . 弁済業務管理役は会長が、弁済業務副管理役は、支部長の推せんに基づき、会長が任命する。

## (弁済業務関係帳簿)

第 3 条 本部には、次に掲げる帳簿を備える。

(イ) 弁済業務保証金分担金元帳

(ロ) 弁済業務保証金分担金会員別元帳

(ハ) 弁済業務保証金元帳

(ニ) 証券明細簿

(ホ) 還付金明細簿

(ヘ) 弁済業務保証金準備金元帳

(ト) その他弁済業務の実施に関し必要な帳簿

2 . 支部には、当該支部に所属する会員に係る弁済業務保証金分担金会員別元帳を備える。

3 . 帳簿の記載に関しては、受払の都度、明細を整然かつ正確に記入し、毎月末に銀行と残高を照合する。

## (弁済業務保証金分担金の納付)

第 4 条 保証社員になろうとする者は、法第 22 条の 10 第 1 項及びこの規約に定めるところにより弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。

2 . 保証社員は、毎事業年度終了後において、又は、法第 6 条の 4 第 1 項の変更登録を受けた場合において、それぞれ弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは、法第 22 条の 10 第 2 項及びこの規約の定めるところにより弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。

3. 保証社員は、この規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、法第22条の10第3項及びこの規約の定めるところにより、その増額分の弁済業務保証金分担金を本会に納付しなければならない。この場合において、法第22条の10第3項の規定に基づきこの規約が変更された場合における弁済業務保証金分担金を納付すべき期日は、会長が別に定める。

#### (取引額の報告)

第4条の2 保証社員は、法第10条の規定に基づき、毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を登録行政庁に報告するときには、同時に支部に対してもこの報告をしなければならない。

#### (弁済業務保証金分担金の額)

第5条 弁済業務保証金分担金の額は、別表のとおりとする。

#### (弁済業務保証金分担金の納付の手続)

第6条 本会に弁済業務保証金分担金を納付しようとする者(以下「分担金納付者」という。)は、第1号様式、第2号様式、第2号の2様式又は第2号の3様式による弁済業務保証金分担金納付書正本1通、その写し2通及びその副本1通を分担金納付者の所属する支部に提出しなければならない。

2. 分担金納付者が法人であるときは登記事項証明書を、代理人によって弁済業務保証金分担金を納付しようとするときは代理人の権限を証する書面を、前項の弁済業務保証金分担金納付書に添付しなければならない。

3. 弁済業務副管理役は、弁済業務保証金分担金の納付の申請を受理すべきものと認めるときは、弁済業務保証金分担金納付書正本1通、その写し2通及びその副本1通に納付を受理する旨、受理番号、受理年月日及び納付期限までに弁済業務保証金分担金を納付しないときは受理の決定は効力を失う旨を記載して、弁済業務保証金分担金納付書正本の写し1通を分担金納付者に交付するとともに弁済業務保証金分担金納付書正本1通、その写し1通及びその副本1通を直ちに本部あてに送付しなければならない。

4. 分担金納付者が前項の納付期限までに弁済業務保証金分担金を納付しないときは、受理の決定は効力を失う。

第7条 分担金納付者は、弁済業務保証金分担金を、本会が指定する銀行(以下「指定銀行」という。)の口座に振り込む方法により納付しなければならない。

2. 弁済業務管理役は、前項の規定による弁済業務保証金分担金の納付の受理について、弁済業務保証金分担金納付書正本1通、その写し1通及びその副本1通に前項の銀行の納付受理確認印を押捺せしめるとともに、その納付を受理した旨及び受理年月日を記載して、弁済業務保証金分担金納付書正本1通及びその写し1通を支部を經由して分担金納付者に交付しなければならない。

### ( 弁済業務保証金分担金の納付の届出 )

第 8 条 分担金納付者は、前条第 2 項の規定による弁済業務保証金分担金納付書正本の写し 1 通を添えてその旨を登録行政庁に届け出なければならない。

### ( 弁済限度額 )

第 9 条 弁済限度額は、法第 22 条の 9 第 1 項の規定に基づく債権に係る取引の成立した時点において、保証社員が納付している弁済業務保証金分担金の額の 5 倍の金額とする。

2 . 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の弁済限度額は、当該各号に掲げる額とする。

(イ) 認証の申出があった時点において当該保証社員が納付している弁済業務保証金分担金の額の 5 倍の金額が前項の額を超えるとき ( 口又はハに掲げる場合を除く。 )

認証の申出があった時点において当該保証社員が本会に納付している弁済業務保証金分担金の額の 5 倍の金額

(口) 保証社員が法第 6 条の 4 第 1 項の変更登録を受け、弁済業務保証金分担金の額が減少することとなった場合において、本会が旅行業協会弁済業務保証金規則 ( 平成 8 年法務・運輸省令第 2 号 ) 第 2 条第 2 項の規定により公告した、施行規則第 45 条の規定による認証の申出をすべき期間が経過した後に、次条第 1 項に規定する認証の申出があったとき

認証の申出があった時点において当該保証社員が第 5 条の規定により本会に納付すべき減少後の弁済業務保証金分担金の額の 5 倍の金額

(ハ) 保証社員の事業年度終了後に弁済業務保証金分担金の額が減少することとなった場合において、本会が当該保証社員から第 4 条の 2 の規定による報告を受けた後に、法第 22 条の 9 第 1 項の規定に基づく債権に係る取引が成立したとき

当該取引が成立した時点において、当該保証社員が第 5 条の規定により本会に納付すべき減少後の弁済業務保証金分担金の額の 5 倍の金額

### ( 認証の申出 )

第 10 条 法第 22 条の 9 第 2 項の規定により債権の認証を受けようとする者は、第 3 号様式の認証申出書正本 1 通及びその副本 1 通を認証の申出に係る保証社員又は保証社員であった者 ( 以下「保証社員等」という。 ) の所属し、又は所属していた支部に提出しなければならない。

2 . 前項の認証申出書には、次の書類を添付しなければならない。

(イ) 債権発生の原因たる事実、取引が成立した時期、債権の額及び認証を申し出るに至った経緯を記載した書類

(口) 法第 22 条の 9 第 1 項の権利を有することを証するに足りる書類

(ハ) 認証の申出人が法人であるときには、登記事項証明書

(ニ) 代理人によって認証の申出をしようとするときは、代理人の権限を証する書面

- 3 . 認証の申出人は、認証申出書に押なつした印鑑について、その住所地の市町村長若しくは区長又は登記所の作成した証明書を添付しなければならない。
- 4 . 代理人又は法人の代理者が認証の申出をする場合には、前項の規定は、その代理人又は代理者について準用する。
- 5 . 認証の申出人は、第 2 項から前項までに規定する書類のうち外国語で作成されたものを提出する場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。
- 6 . 認証の申出債権額が外国通貨で表示されている場合は、第 1 項に規定する認証申出書の提出があつた日の指定銀行の店頭に掲示された対顧客電信売相場(以下「T T S」という。)(当該外国通貨の T T S が指定銀行の店頭に掲示されなかつた場合にあっては、指定銀行以外の銀行の店頭に掲示された T T S 等を勘案して、弁済業務副管理役が適当と認める相場)により本邦通貨に換算するものとする。
- 7 . 弁済業務副管理役は、認証の申出を受理したときは、当該支部の弁済業務委員会の決定を経たのち、直ちに、弁済業務管理役に第 1 項から第 5 項の規定により提出された書類を送付しなければならない。

#### ( 認証の申出があつたことのお知らせ・公告 )

第 11 条 弁済業務副管理役は、認証対象保証社員(施行規則第 4 5 条に規定する「認証対象保証社員」をいう。以下において同じ。)に係る最初の認証の申出(当該認証対象保証社員について、以前に弁済業務保証金の還付が行われ、還付充当金が納付された場合にあっては、当該納付があつた後最初の認証の申出。以下において同じ。)があつたときは、次の事項を当該認証対象保証社員に通知するものとする。

(イ) 当該認証対象保証社員に認証の申出があつた旨

(ロ) 弁済業務保証金の還付があつたときは、法第 22 条の 11 第 2 項及び第 3 項の規定により、当該認証対象保証社員は還付充当金の納付通知書を受け取つた日から 7 日以内にその通知された額の還付充当金を本会に納付しなければならない旨

(ハ) 前項の期間内に還付充当金を当該期間内に納付しない場合は本会の社員の資格を喪失する旨(通知をしようとする時点において、当該認証対象保証社員が本会の社員でない場合を除く。)

(ニ) 本会の保証社員でなくなつたときは、法第 22 条の 15 第 3 項及び第 4 項の規定により、直ちに営業保証金を供託し、その旨を登録行政庁に届け出なければならない旨及び保証社員でなくなつた日から 7 日以内にその旨を登録行政庁に届け出ない場合は、認証対象保証社員に係る旅行業の登録は効力を失う旨(通知をしようとする時点において、当該認証対象保証社員が本会の社員でない場合を除く。)

2 . 弁済業務副管理役は、第 1 項に規定する事項を当該認証対象保証社員に通知したときは、その通知の内容及び最初の認証の申出があつた時点における当該認証対象保証社員の営業の状況について弁済業務管理役に報告しなければならない。

3. 本会は、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出があった場合は、直ちにその旨及び施行規則第 47 条第 1 項及び第 2 項に規定する認証に係る事務の処理の方法について、官報に公告しなければならない。

## 第 12 条 削除

### (認証の申出の取り下げ)

- 第 13 条 認証の申出人は、その申出を本会が受理したのち、当該認証の申出を取り下げようとするときは、第 5 号様式による認証申出取下書を本会に提出しなければならない。
2. 前項の認証申出取下書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (イ) 認証の申出人が法人であるときには、登記事項証明書
  - (ロ) 代理人によって認証の申出を取り下げようとするときには、代理人の権限を証する書面
3. 第 10 条第 3 項及び第 4 項の規定は第 1 項の規定により認証の申出を取り下げようとする場合に準用する。

### (認証の審査)

- 第 14 条 本会は、本部の弁済業務委員会の議決を経て、認証の申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて認証の申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び認証の申出人が法第 22 条の 9 第 1 項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、認証の申出に係る債権について認証をするものとする。
2. 前項の法第 22 条の 9 第 1 項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合とは、認証の申出人が法第 22 条の 9 第 1 項の権利を有することを証明する次のいずれかの書類を提出できない場合又は認証の申出人が第 4 項の規定による本会の求めに応じなかった場合とする。
  - (イ) 確定判決の正本
  - (ロ) 和解調書
  - (ハ) 調停調書
  - (ニ) 仲裁判断
  - (ホ) 公正証書
  - (ヘ) 転付命令の正本又は送達通知書
  - (ト) 認証の申出に係る債権に関する旅行申込書の控え及び領収書又はこれらに代わる書類
3. 本会は、認証の審査に当たり、必要と認める場合には、債権発生の原因たる事実、債権の額その他の事項について調査することができる。

- 4 . 前項の目的のため、本会は、認証の申出人、認証対象保証社員及びそれらの代理人又は関係人に対して、債権の発生の原因たる事実、債権の額その他の事項について質問し又はそれらの事項を立証する書類、資料等の提出を求めることができる。
- 5 . 認証の申出人、認証対象保証社員及びそれらの代理人並びに関係する保証社員は、本会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

### ( 認証及び認証の拒否 )

- 第 15 条 本会は、認証の申出に係る債権を認証したときは認証申出書正本 1 通及びその副本 1 通に認証した旨を記載し、その正本に記名押印してこれを認証の申出人に交付する。
- 2 . 本会は、認証の申出に係る債権の認証を拒否したときは、認証を拒否した理由を記載し記名押印した認証申出書正本 1 通を認証の申出人に交付して、認証を拒否した旨を通知する。
  - 3 . 本会は、複数の認証の申出を同時受理した場合において、当該認証の申出に係る債権の総額が弁済限度額（既に認証した債権がある場合にあっては、弁済限度額から当該認証した債権の額の合計額を控除した額。以下この条において同じ。）を超える場合には、その債権額の割合に応じて認証をするものとする。
  - 4 . 本会は、認証対象保証社員に係る認証の申出について、認証を拒否する債権（以下「認証拒否債権」という。）がある場合には、次項に規定する場合を除き、認証拒否債権の額と認証をする債権の額との合計額が弁済限度額を上回らない範囲で認証をするものとし、その余の認証の申出に係る債権については、第 6 項に規定する期間（認証の申出人から本会に対して訴えが提起された場合は裁判が終了するまでの期間。以下「認証保留期間」という。）が経過するまで、認証を保留することができる。
  - 5 . 施行規則第 47 条第 2 項の規定により、認証拒否債権に係る認証の申出と同時に受理した認証の申出がある場合であって、認証拒否債権の額と当該同時に受理した認証の申出に係る債権の額との合計額が弁済限度額を超えるときは、本会は、認証保留期間が経過するまで、当該同時に受理した認証の申出に係る債権の認証を保留することができる。
  - 6 . 第 2 項の規定により認証を拒否した旨の通知を受けた者が、当該通知を受け取った日から 6 月以内に本会の決定を不服として訴えを提起しなかった場合は、本会は、第 4 項又は前項の規定により認証を保留した債権を認証することができる。
  - 7 . 本会は、申出に係る債権を認証したときは、認証対象保証社員の登録行政庁に認証のあった旨を通知する。

### ( 還付の手続 )

- 第 16 条 前条第 1 項の規定により認証をする旨記載された認証申出書の交付を受けた者（以下「被認証者」という。）は、弁済業務保証金から還付を受けようとする場合において、自ら還付の手続をとろうとするときは、第 5 号の 2 様式による供託事項通知請求書に必要な事項を記載し、本会に対し、供託番号、供託金額その他の弁済業務保証金の還付に

必要な事項の通知を請求しなければならない。

- 2．被認証者は弁済業務保証金から還付を受けようとする場合において、還付の手続を本会に委任しようとする場合には、第6号様式による委任状、認証申出書正本及び振込先銀行指定書を認証にかかわる保証社員の所属する支部を経由して本会に提出しなければならない。この場合において、外国語で作成された委任状の提出については、第10条第5項の規定を準用する。
- 3．第10条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により本会に対し弁済業務保証金の還付に必要な事項の通知を請求する場合及び前項の規定により還付の手続を委任しようとする場合に準用する。
- 4．第2項の規定による書類の提出を受けたときは、会長は、直ちに、供託所に対して弁済業務保証金の還付の手続を取らなければならない。
- 5．前項の規定により還付の請求の手続をした場合において、供託官から供託規則（昭和34年法務省令第2号）第28条第1項又は第29条の規定により小切手又は供託物払渡請求書の交付を受けたときは、会長は、直ちに、小切手の場合は小切手を、また供託物払渡請求書の場合は供託有価証券の払渡を受け、それを換金の上、振込先銀行指定書に記載されているところに従い、被認証者に交付しなければならない。
- 6．本会は、前項の規定により、供託官から小切手又は供託物払渡請求書の交付を受けたときは、観光庁長官に対してこの旨届け出るものとする。

#### （還付充当金）

- 第17条 会長は、法第22条の9第1項の規定により弁済業務保証金の還付があったときは、直ちに、当該還付に係る保証社員又は保証社員であった者（以下「保証社員等」という。）に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を本会に納付すべき旨を、第7号様式又は第7号の2様式による還付充当金納付通知書により通知しなければならない。
- 2．保証社員等は、前項の通知を受けたとき（第26条第4項の規定により通知を受け取ったとみなされる場合を含む。）は、法第22条の11第2項に規定する期間内に、還付充当金を、指定銀行の口座に振り込む方法により納付しなければならない。
  - 3．保証社員は、前項の規定により還付充当金を納付したときは、第8号様式による還付充当金納付書正本1通、その写し1通及びその副本1通を所属する支部を経由して本会に提出し、還付充当金を納付した旨を届け出なければならない。
  - 4．弁済業務副管理役は、前項の届出を受理したときは、直ちに、提出された還付充当金納付書正本1通、その写し1通及びその副本1通を本部あてに送付しなければならない。
  - 5．弁済業務管理役は、還付充当金納付書正本1通、その写し1通及びその副本1通に第2項の銀行の納付受理確認印を押捺せしめるとともに、その納付を受理した旨及び受理年月日を記載して、還付充当金納付書正本1通及びその写し1通を支部を経由して保証社員に交付する。
  - 6．保証社員は、前項の規定により還付充当金納付書正本及びその写しの交付を受けたとき

は、直ちにその写しを登録行政庁に提出して、還付充当金を納付した旨を届け出なければならない。

7. 保証社員であった者は、第2項の規定により還付充当金を納付したときは、第8号の2様式による還付充当金納付書正本1通及びその副本1通を所属していた支部を経由して本会に提出し、還付充当金を納付した旨を届け出なければならない。
8. 弁済業務副管理役は、前項の届出を受理したときは、直ちに、提出された還付充当金納付書正本1通及びその副本1通を本部あてに送付しなければならない。
9. 弁済業務管理役は、還付充当金納付書正本1通及びその副本1通に第2項の銀行の納付受理確認印を押捺せしめるとともに、その納付を受理した旨及び受理年月日を記載して、還付充当金納付書正本1通を支部を経由して保証社員であった者に交付する。
10. 第6条第2項の規定は保証社員等が第3項又は第7項の届出をする場合に準用する。この場合において、第6条第2項に「分担金納付者」とあるのは「還付充当金を納付した旨を届け出ようとする保証社員等」と、「弁済業務保証金分担金を納付しようとするとき」とあるのは「還付充当金を納付した旨を届け出ようとするとき」と、「前項の弁済業務保証金分担金納付書」とあるのは「還付充当金納付書」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### ( 求償権等 )

第17条の2 本会は、弁済業務保証金の還付を行った後還付充当金のほか還付に要した諸費用につき当該保証社員等に求償することができる。

2. 前項の費用は、認証の申出1件につき10,000円とする。

#### ( 弁済業務保証金分担金の返還請求 )

第18条 保証社員は、退会等により本会の社員の地位を失ったときは、遅滞なく、第9号様式 - 別1による資格喪失届及び第9号様式 - 別2による弁済業務保証金分担金返還請求書を所属していた支部を経由して本会に提出しなければならない。

2. 保証社員は、旅行業の業務の範囲を変更し、法第6条の4第1項の規定による変更登録を受けたことによって、納付されている弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、遅滞なく、第9号様式による弁済業務保証金分担金返還請求書に、変更登録申請時に申請書に添付した旅行業務に係る事業の計画を記載した書類の写し及び変更登録通知書の写しを添付のうえ、所属する支部を経由して本会に提出しなければならない。
3. 保証社員は、毎事業年度終了後において、第5条の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、遅滞なく、第9号の2様式による弁済業務保証金分担金返還請求書を所属する支部を経由して本会に提出しなければならない。
4. 保証社員は、第1項から前項までの規定により提出する弁済業務保証金分担金返還請求書に、返還を受けようとする口座を明記しなければならない。
5. 第1項又は第2項の規定による資格喪失届又は弁済業務保証金分担金返還請求書を本会に提出しようとする者が法人であるときは、登記事項証明書を、代理人によって提出しよ



うとするときは、代理人の権限を証する書面をこれらの書類に添付しなければならない。  
6. 第 10 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づき資格喪失届又は  
弁済業務保証金分担金返還請求書を提出する場合に準用する。

#### (弁済業務保証金の取戻し)

第 19 条 本会は、保証社員が本会の社員の地位を失ったとき、毎事業年度終了後若しくは  
保証社員が法第 6 条の 4 第 1 項の変更登録を受けた場合において当該保証社員に係る弁  
済業務保証金分担金の額が減少することとなるとき又はこの規約の変更により弁済業務  
保証金分担金の額が減額されたときは、法第 22 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき  
弁済業務保証金を取り戻すものとする。

2. 前項の規定により取戻請求の申請をした場合において、供託官から供託規則第 29 条の  
規定により供託物払渡請求書の交付を受けたときは、弁済業務管理役は、直ちに、供託有  
価証券の払渡を受け、それを換金しなければならない。

#### (取戻金の管理)

第 20 条 本会は、前条の規定に基づき弁済業務保証金を取り戻したときは、当該取戻金を、  
保証社員等に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### (弁済業務保証金分担金の返還)

第 21 条 本会は、第 19 条の規定により弁済業務保証金を取り戻したときは、法第 22 条の  
12 第 3 項から第 6 項までの規定に基づき、弁済業務保証金分担金を保証社員等に返還する。  
ただし、保証社員等について第 10 条第 1 項の認証申出書の提出がされている場合は、当  
該認証の申出に係る第 16 条の還付の申請の終了するまで(認証拒否債権がある場合には、  
認証保留期間が経過するまで)は、弁済業務保証金分担金を返還しない。

2. 前項の規定により保証社員等に弁済業務保証金分担金を返還するにあたっては、第 18  
条第 4 項の規定により弁済業務保証金分担金返還請求書に明記された口座に前項の規定  
により保証社員等に返還すべき額を振り込む方法により行うものとし、これをもって足り  
るものとする。

#### (弁済業務保証金分担金の返還の手続)

第 22 条 本会は、前条の規定により保証社員等に弁済業務保証金分担金を返還しようとす  
るときは、第 10 号様式による弁済業務保証金分担金返還書正本に弁済業務保証金分担金  
を返還する旨、返還する額及び返還期日を記載し、記名押印してこれを保証社員等に交付  
しなければならない。

#### (弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取扱い)

第 22 条の 2 本会は、保証社員等の所在が知れないためその他の理由により、弁済業務保

証金分担金を保証社員等に返還することができないときは、弁済業務保証金分担金を返還する旨を公告するものとする。

2. 本会は、前項の規定により公告した後5年の間に、保証社員等が弁済業務保証金分担金の返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れるものとする。

#### (弁済業務保証金準備金)

第23条 弁済業務管理役は、弁済業務保証金の利息又は利札の払渡請求及び払渡を受けた利札の換金の事務を取り扱わなければならない。

2. 本会は、弁済業務保証金から生ずる利息又は配当金を弁済業務保証金準備金として指定銀行に預託するものとする。
3. 弁済業務管理役は、法第22条の9第1項の規定に基づく権利の実行があった場合において、還付充当金の納付がなかったときは、法第22条の9第3項の規定に基づき、前項の弁済業務保証金準備金から弁済業務保証金を供託するものとする。

#### (特別弁済業務保証金分担金)

第24条 法第22条の13第3項の規定による特別弁済業務保証金分担金の額は、次の算式により計算した数に、各保証社員が納付している弁済業務保証金分担金の額を乗じた額とする。

法第22条の13第3項の規定による不足額

加入保証社員の弁済業務保証金分担金総額

2. 弁済業務管理役は、法第22条の13第3項の規定により特別弁済業務保証金分担金を納付すべきことを通知する場合においては、その通知を受けた日から1月以内に特別弁済業務保証金分担金を納付すべき旨及びその額を保証社員に通知しなければならない。
3. 保証社員は、前項の通知を受けた日から1月以内に、別に定める特別弁済業務保証金分担金納付書正本1通、その写し2通及びその副本1通を支部に提出しなければならない。
4. 第6条第2項から第4項まで、第7条及び第8条の規定は、保証社員が特別弁済業務保証金分担金を納付する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「分担金納付者」とあるのは「特別弁済業務保証金分担金を納付しようとする保証社員」と、「弁済業務保証金分担金」とあるのは「特別弁済業務保証金分担金」と「弁済業務保証金分担金納付書」とあるのは「特別弁済業務保証金分担金納付書」と読み替えるものとする。

#### (弁済業務保証金分担金に係る権利等の譲渡の禁止)

第25条 保証社員等は、弁済業務保証金分担金に係る権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は質権を設定してはならない。

#### (通 知)

第 26 条 本規約に基づく本会から保証社員等への通知（以下「通知」という。）は、保証社員等から本会に届出のあった保証社員等の本店所在地宛に書面を郵送する方法により行う。

2．保証社員等が、通知を受けるべき場所として特に本店所在地以外の場所を希望する場合は、保証社員等はその通知を受けるべき場所（日本国内に限る。）を事前に書面で本会に届け出なければならない。この場合には、通知は、前項の規定にかかわらず、その届出に係る場所宛に書面を郵送する方法により行う。

3．前二項の規定により本会が郵送した書面が、保証社員等により受け取られない場合は、本会は、書面を書留郵便に付して発送することができる。この場合の発送先は、次の各号のとおりとする。

（イ）前項の届出がなされていない場合

保証社員等の本店所在地

（ロ）前項の届出がなされている場合

届け出された場所

4．前項の規定により通知を書留郵便に付して発送した場合には、その発送の時に、保証社員等により受け取られたものとみなす。

**附 則**（運輸大臣認可、昭和 47 年 6 月 15 日）

この規約は旅行業法第 22 条の 17 の規定により、運輸大臣の認可を受けた日から実施する。

**附 則**（運輸大臣認可、昭和 54 年 11 月 28 日）

1．この規約の変更は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

2．規約第 10 条の規定による認証の申出があった時点において変更後の規約第 5 条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（運輸大臣認可、昭和 58 年 3 月 28 日）

**（施行期日）**

1．この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

**（経過措置）**

2．規約第 10 条の規定による認証の申出があった時点において、変更後の規約第 5 条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**（納付期限）**

3．この規約により改正された弁済業務保証金分担金の増額分の納付期限は、昭和 58 年 6 月 30 日までとする。

附 則（運輸大臣認可、昭和 60 年 2 月 25 日）

（施行期日）

1．この規約は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2．規約第 10 条の規定による認証の申出があった時点において、変更後の規約第 5 条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（納付期限）

3．この規約により改正された弁済業務保証金分担金の増額分の納付期限は、昭和 60 年 6 月 30 日までとする。

附 則（運輸大臣認可、平成 4 年 12 月 25 日）

（施行期日）

1．この規約は、平成 5 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（運輸大臣認可、平成 5 年 8 月 31 日）

（施行期日）

1．この規約は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2．規約第 10 条の規定による認証の申出があった時点において、変更後の規約第 5 条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（運輸大臣認可、平成 8 年 3 月 29 日）

（施行期日）

1．この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2．規約第 10 条の規定による認証の申出があった時点において、変更後の規約第 5 条に規定する弁済業務保証金分担金を本会に納付していない保証社員に係る弁済限度額は、変更後の規約第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（運輸大臣認可、平成 10 年 10 月 26 日）

（施行期日）

1．この規約は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（運輸大臣認可、平成 12 年 12 月 25 日）

（施行期日）

1. この規約は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

**附 則**（国土交通大臣認可、平成 13 年 4 月 27 日）

**（施行期日）**

1. この規約は、平成 13 年 4 月 27 日から施行する。
2. この規約の施行前に第 10 条の規定による認証の申出のあったものに係る認証の審査については、なお従前の例による。
3. この規約の施行の日から平成 13 年 6 月 30 日までの間に第 10 条の規定による認証の申出があった場合においては、「私署証書であって市町村長若しくは区長又は登記所の印鑑証明書（作成後 3 カ月以内のもの）が添付されているもの」は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、第 10 条第 2 項（口）に規定する法第 22 条の 9 第 1 項の権利を有することを証するに足りる書類とみなす。

**附 則**（国土交通大臣認可、平成 17 年 2 月 28 日）

**（施行期日）**

1. この規約は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 3 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 5 項、第 17 条の 2 第 2 項、第 23 条第 3 項及び別表の規定に係る変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**（納付期限）**

2. この規約により改正された弁済業務保証金分担金の増額分の納付期限は、平成 17 年 6 月 30 日（当該日が同年 4 月 1 日の属する事業年度の前事業年度の終了の日の翌日から 100 日を経過する日前である場合にあっては、当該 100 日を経過する日）までとする。

**附 則**（国土交通大臣認可、平成 20 年 9 月 4 日）

**（施行期日）**

1. この規約は、平成 20 年 9 月 4 日から施行する。

**附 則**（観光庁長官認可、平成 25 年 月 日）

**（施行期日）**

1. この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（旅行業法施行規則第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）	弁済業務保証金分担金の額			
	第1種旅行業の登録を受けた保証社員	第2種旅行業の登録を受けた保証社員	第3種旅行業の登録を受けた保証社員	地域限定旅行業の登録を受けた保証社員
5,000万円未満	1,400万円	220万円	60万円	20万円
5,000万円以上 2億円未満	1,400万円	220万円	60万円	60万円
2億円以上 4億円未満	1,400万円	220万円	90万円	90万円
4億円以上 7億円未満	1,400万円	220万円	150万円	150万円
7億円以上 10億円未満	1,400万円	260万円	180万円	180万円
10億円以上 15億円未満	1,400万円	280万円	200万円	200万円
15億円以上 20億円未満	1,400万円	300万円	220万円	220万円
20億円以上 30億円未満	1,400万円	320万円	240万円	240万円
30億円以上 40億円未満	1,400万円	360万円	260万円	260万円
40億円以上 50億円未満	1,400万円	380万円	280万円	280万円
50億円以上 60億円未満	1,400万円	460万円	320万円	320万円
60億円以上 70億円未満	1,400万円	540万円	380万円	380万円
70億円以上 80億円未満	1,600万円	600万円	440万円	440万円
80億円以上 150億円未満	2,000万円	760万円	540万円	540万円
150億円以上 300億円未満	2,400万円	920万円	640万円	640万円
300億円以上 500億円未満	2,600万円	960万円	680万円	680万円
500億円以上 700億円未満	2,800万円	1,060万円	760万円	760万円
700億円以上 1,000億円未満	3,000万円	1,100万円	800万円	800万円
1,000億円以上 1,500億円未満	3,200万円	1,200万円	860万円	860万円
1,500億円以上 2,000億円未満	3,600万円	1,320万円	940万円	940万円
2,000億円以上 3,000億円未満	4,000万円	1,520万円	1,080万円	1,080万円
3,000億円以上 4,000億円未満	5,000万円	1,840万円	1,320万円	1,320万円
4,000億円以上 5,000億円未満	6,000万円	2,200万円	1,580万円	1,580万円
5,000億円以上 1兆円未満	7,000万円	2,600万円	1,860万円	1,860万円
1兆円以上 2兆円未満	9,000万円	3,400万円	2,400万円	2,400万円
2兆円以上 1兆円につき	2,000万円	600万円	500万円	500万円